

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年11月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	6件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	6件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700160号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700156号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成18年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を17万円から26万円に訂正することが必要である。

平成18年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月1日から同年7月1日まで

請求期間について、標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低いので、事業所に対し訂正を求めたところ、入社から2年以上経ってから記録が訂正されたが、年金額に反映されない記録となっている。当該記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成18年4月1日から同年7月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、17万円と記録されているが、請求者から提出された給与支給明細書及び日本年金機構B事務センターの回答により、資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(28万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額(26万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生

年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 18 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間のうち、平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700255号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700158号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額について、平成16年12月29日は16万6,000円、平成17年8月12日は17万6,000円、平成17年12月27日は22万9,000円、平成20年12月26日は28万7,000円、平成23年8月11日は31万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月29日、平成17年8月12日、平成17年12月27日、平成20年12月26日及び平成23年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月29日、平成17年8月12日、平成17年12月27日、平成20年12月26日及び平成23年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月
② 平成17年8月
③ 平成17年12月
④ 平成20年12月
⑤ 平成23年8月

A事業所から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者の賞与に係る給料支払明細書及び給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、事業主の回答、事務担当者の陳述並びに金融機関から提出された預金取引明細表(以下、併せて「給料支給明細書等」という。)により、請求者は、事業主から、請求期間①は17万円、請求期間②は18万円、

請求期間③は 25 万円、請求期間④は 29 万 1,000 円、請求期間⑤は 31 万 3,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は 16 万 6,000 円、請求期間②は 17 万 6,000 円、請求期間③は 22 万 9,000 円、請求期間④は 28 万 7,000 円、請求期間⑤は 32 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の給料支給明細書等により確認又は推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万 6,000 円、請求期間②は 17 万 6,000 円、請求期間③は 22 万 9,000 円、請求期間④は 28 万 7,000 円、請求期間⑤は 31 万 3,000 円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の預金取引明細表、事業主の回答及び事務担当者の陳述により、請求期間①は平成 16 年 12 月 29 日、請求期間②は平成 17 年 8 月 12 日、請求期間③は平成 17 年 12 月 27 日、請求期間④は平成 20 年 12 月 26 日、請求期間⑤は平成 23 年 8 月 11 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年 8 月 12 日、平成 17 年 12 月 27 日、平成 20 年 12 月 26 日及び平成 23 年 8 月 11 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700193号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700159号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年12月18日は18万8,000円、平成16年12月21日は16万1,000円、平成17年7月15日は15万1,000円、平成17年12月20日は16万4,000円、平成18年12月20日は17万1,000円、平成21年7月24日は15万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成27年3月31日の標準賞与額を3万4,000円に訂正することが必要である。

平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月5日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年12月21日
④ 平成17年7月15日

- ⑤ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 21 年 7 月 24 日
- ⑧ 平成 27 年 3 月 31 日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から⑦までについて、A社から提出された賞与明細書、賞与に係る振込金受取書及び回答並びに同僚の訂正請求時に提出された当該期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間②は 18 万 8,000 円、請求期間③は 16 万 1,000 円、請求期間④は 15 万 1,000 円、請求期間⑤は 16 万 4,000 円、請求期間⑥は 17 万 1,000 円、請求期間⑦は 15 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 21 年 7 月 24 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑧について、A社から提出された特別賞与明細書及び回答により、請求者は、同社から 3 万 4,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 3 月 31 日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 31 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①について、i) A社は、当該期間の賞与は支払ったものの、資料がないため賞与の振込額について不明な旨回答及び陳述していること、ii) 請求者の給与及び賞与が振り込まれていた金融機関は、システム上直近 10 年し

か取引状況の回答ができない旨陳述していること、iii) 請求者が居住していたB市は、当時の課税資料を保管していないこと、iv) 請求者は、賞与明細書及び預金通帳を保管していないことから、当該期間における賞与の支払額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700190号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700160号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は29万6,000円、平成15年12月18日は32万2,000円、平成16年12月21日は31万円、平成17年7月15日は29万7,000円、平成17年12月20日は31万3,000円、平成18年12月20日は35万5,000円、平成21年7月24日は32万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年12月20日及び平成21年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年12月
④ 平成17年7月
⑤ 平成17年12月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成21年7月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の賞与明細書、B金融機関ファームバンキングサー

ビスデータ伝送受付明細表及び回答、金融機関から提出された取引推移一覧表並びに複数の同僚の訂正請求時に提出された請求期間の賞与に係る給与明細書及び賞与明細書により、請求者は、同社から、請求期間①は 29 万 6,000 円、請求期間②は 32 万 2,000 円、請求期間③は 31 万円、請求期間④は 29 万 7,000 円、請求期間⑤は 31 万 3,000 円、請求期間⑥は 35 万 5,000 円、請求期間⑦は 32 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、上述のB金融機関ファームバンキングサービスデータ伝送受付明細表及び取引推移一覧表並びに複数の同僚のオンライン記録により、請求期間①は平成 15 年 8 月 5 日、請求期間②は平成 15 年 12 月 18 日、請求期間③は平成 16 年 12 月 21 日、請求期間④は平成 17 年 7 月 15 日、請求期間⑤は平成 17 年 12 月 20 日、請求期間⑥は平成 18 年 12 月 20 日、請求期間⑦は平成 21 年 7 月 24 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 5 日、平成 15 年 12 月 18 日、平成 16 年 12 月 21 日、平成 17 年 7 月 15 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 21 年 7 月 24 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700248号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700161号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月26日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成19年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月26日

請求期間については、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された金融機関の預金通帳並びに複数の同僚の給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上述の請求者の預金通帳に記載されている振込額及び複数の同僚の給与支給明細書(賞与)から推認できる厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700252号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700162号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を75万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年7月4日

請求期間について、育児休業をしていた期間ではあるがA社より賞与の支給がされていたので、請求期間について年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細、預金通帳及びA社から提出された賞与明細支給表(以下「賞与明細等」という)によれば、請求者は、請求期間に同社から賞与(75万8,000円)が支給されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、事業主は、平成15年*月*日から平成16年*月*日までの期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できるところ、当該規定には徴収免除の申出をしたときは、当該育児休業の申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細等から確認できる賞与額から、75万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700170号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700155号

第1 結論

昭和38年3月25日から同年4月1日までの期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和38年6月3日から同年10月1日までの期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年1月5日から同年3月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年7月30日から同年10月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和38年3月25日から同年4月1日まで

② 昭和38年6月3日から同年10月1日まで

③ 昭和43年1月5日から同年3月1日まで

④ 昭和43年7月30日から同年10月1日まで

A社では、昭和37年11月1日から昭和38年6月30日までC丸に乗り、D海域で魚の加工業務に従事した。その後、昭和38年7月からE海域のF漁に約3か月従事し、体調を崩して途中下船した。船員保険の被保険者記録は私の記憶と相違しているので、請求期間①及び②の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

B社は昭和43年1月に入社し、同年9月末まで勤務した。厚生年金保険の被保険者記録は私の記憶と相違しているので、請求期間③及び④の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、A社において昭和37年11月から昭和38年6月30日までG船のC丸に乗船し、昭和38年7月から同年9月末までF漁の船舶に乗船したと記憶しているところ、船員保険被保険者名簿によると、請求

者に係る昭和 37 年 11 月 1 日から昭和 38 年 3 月 25 日までの期間（備考欄に「D」と記載）及び昭和 38 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日までの期間（備考欄に「H」と記載）の被保険者記録を確認できる。

請求期間①について、C丸を所有していたA社は、昭和 58 年 10 月 12 日に船員保険の適用船舶所有者でなくなっており、同社を合併したI社（合併後、J社から商号変更）は、A社に係る当時の人事記録は保管しておらず、C丸の動静について、昭和 37 年 11 月から昭和 38 年 3 月までD海域でG事業を行い、その後、当該事業の休止により昭和 38 年 4 月はK社にて係船されていた旨回答している。

また、請求者が記憶する同僚 2 名のうち 1 名は、請求者と一緒にC丸に乗船し、昭和 38 年 4 月頃に帰ってきたと思う旨陳述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚 2 名の船員保険被保険者資格の取得年月日は昭和 37 年 11 月 1 日、喪失年月日は昭和 38 年 3 月 25 日であることが確認でき、請求期間①における船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄に請求者と同じく「D」と記載され、請求者の前後に氏名を確認できる同僚 227 名のうち、163 名が請求者と同じ職務の「L」とされているところ、当該 163 名の船員保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和 38 年 3 月 25 日であることが確認できる。

加えて、請求者は船員手帳又は給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①における乗船期間、勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、I社は、A社に係る当時の人事記録及び請求者が乗船したF漁の船舶に関する資料は保管しておらず、請求者の勤務状況を確認できる資料は無い旨回答している。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄に「H丸」又は「H」と記載され、請求者の前後に氏名を確認できる同僚 435 名は、全員が昭和 38 年 4 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上述の同僚 435 名のうち、406 名が昭和 38 年 7 月 28 日に資格喪失していることが確認できるところ、複数の同僚から提出された船員手帳によると、H丸において、昭和 38 年 7 月 27 日M港にて雇止めされた旨記載されており、当該同僚の船員保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

加えて、請求者は、乗船後 3 か月程で会社命令により途中下船した際に、中積船で同僚 5、6 人と一緒に帰った覚えがある旨陳述しているところ、上述の同僚 435 名のうち 5 名は、請求者と同日の昭和 38 年 6 月 3 日に資格喪失していることが確認できる。

また、請求者は船員手帳又は給与明細書等の資料を所持していないことから、

請求者の請求期間②における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③及び④について、雇用保険の記録によると、請求者は昭和 43 年 1 月 20 日から昭和 43 年 8 月 10 日までの期間に被保険者記録が確認できることから、少なくとも当該期間において、B社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 3 月 1 日であり、同日に、請求者を含む 17 名が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求期間③において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、B社は昭和 44 年 5 月 26 日に解散しており、事業主は既に死亡している上、元役員からは照会に対する回答を得られないことから、請求期間③及び④における請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除並びに厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求期間③及び④における請求者の具体的な勤務状況について回答及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700184号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和34年7月9日にB社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年10月20日から昭和32年12月5日まで

私は、請求期間にA社で勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がない。しかし、同社において当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるはずなので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、C社(その後、D社)又はA社のいずれかの事業所において請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録があるはずであると主張して、過去に2回の訂正請求を行っているところ、i)両社とも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は死亡又は連絡先が不明であること、ii)両社の複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、iii)A社は、昭和32年12月5日から厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないことなどから、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求対象事業所をA社として、同社が社会保険に加入していることを調べた上で入社した旨強く主張し、複数の同僚の名前を挙げ、再々度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A社の複数の同僚に更なる照会を行ったが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答又は陳述を得られず、請求者の主張のみでは、従前の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、従

前の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。